

産業技術総合研究所における安全管理

独立行政法人化への対応

飯 田 光 明

(産業技術総合研究所)

産業技術総合研究所における安全管理

環境安全管理部 飯田 光明

1. はじめに

平成13年4月から独立行政法人としてスタートした産業技術総合研究所（以下、「産総研」）と従来の工業技術院各研究所の安全管理等の観点から見た主要な相違点は、産総研という一つの巨大組織となったこと、人事院規則に替わり、罰則を伴う労働安全衛生法（以下、「安衛法」）等の新たな法規の適用を受けることになったことである。

これらの内容は、独立行政法人化を含め、我々が未経験のことであり、新法人設立より半年が経過した現段階においても、いまだに混乱状態にあると言える。早期に混乱(混沌)を極小化し、かつ、研究現場等での安全を確保し、円滑な組織運営を行うことは産総研に課された重要な課題である。以下、産総研における安全管理について、計画段階からの経緯及び現状と方針について要約する。

2. 産総研発足に向けての安全対策検討の経緯

- (1) 産総研の安全管理は、当初、業務推進部門等における室程度の組織で実施することが計画されていた。しかし、新組織には安衛法が適用され、その対応には、研究者を含む組織を設置することが不可欠との判断により、各研究所の研究者、行政職担当者を構成委員とする環境・安全WGが発足し、準備活動を開始した（平成12年4月）。
- (2) 一方、平成12年春以降、複数の研究所で各種事故が断続的に発生した。そのため、現状の安全管理を早急に改善することを目的に、院議メンバーによる安全対策検討委員会およびその実務を行う安全対策専門部会が発足し、活動を開始した（平成12年7月）。以降、環境・安全WGにおいて産総研の環境・安全対策を検討、安全対策検討委員会・専門部会において産総研発足に向けての現所の安全対策改善を検討・実施した。
- (3) 各研究所においては、環境・安全WG及び安全対策検討委員会・専門部会の指示により、安衛法で規定されている安全衛生委員会相当の実務組織を構築し、現状を各種法規の遵法状態にすべく、各種の調査・改善活動を開始した（平成12年8月）。
- (4) また、各研究所が保有する法規上の既得権を産総研に円滑に継承するために、産総研の組織形態（特につくば地区）はいかにあるべきかが安全対策専門部会で集中審議され、結論として、現在の各研究所をそのまま産総研の各事業所として移行して既得権を継承すること、また、つくば地区の事業所の統合は数年後に延期することが決定した（平成12年10月）。
- (5) さらに、産総研の組織体系、特に安全衛生管理体制に関し労働省（本省）、労働基準監督署等との折衝を開始した（平成12年12月）。

3. 産総研における安全管理体制と組織

産総研における安全衛生管理組織体系の概念を図1に示す。要点は以下の通り。

- (1) 工業技術院の15研究所を安衛法で規定される事業所として継承、事業所ごとに環境安全関連業務を実施する（霞が関本部、臨海副都心センター等は新設）。
- (2) 事業所の安全等法規上の責任者は、管理監（つくばセンター各事業所、関西センター尼崎事業所）、地域では地域センター所長。
- (3) 各事業所に管理監、所長をヘッドとする安全衛生委員会を設置し、安衛法に規定される業務を行う。
- (4) 各事業所には安衛法以外の法規（例：高圧ガス保安法等）もしくは自主基準により、必要に応じて各種専門委員会を設置し、個別事項毎に対応する。
- (5) 事業所とは独立し、理事長直結の環境安全管理部を設置し、産総研全体の環境・安全管理を掌握し、各事業所を横断的にバックアップする。
- (6) 各事業所の安全衛生委員会ならびに各種専門委員会を統括する産総研全体の連絡会議を設け、環境安全管理部が事務所掌する。

各事業所内における安全衛生管理組織の概要を図2に示す。要点は以下の通り。

- (1) 各事業所の安全衛生委員会の下に、研究センター、研究部門、研究支援部門等のユニット毎に安全衛生会議を開催。また、ユニットを構成するグループ及びチーム毎の同様な会議を開催。各単位で安全衛生の確保・向上を図る。
- (2) グループ及びチーム単位（最小単位）での安全衛生活動が重要。
- (3) 各事業所には規模（従業者の数）に応じて、産業医、衛生管理者等、安衛法上必要な職責者が必要数配置され、その職務を行う。

4. 産総研における安全管理に関する基本方針

快適で安全な研究環境の確立が普遍的目標。しかし、ただで得られるものではない。ハード、ソフト整備・維持の資金と各人の努力（労力）が不可欠。

- (1) 安全をすべてに優先
各種法規、産総研の規程類、産総研「安全ガイドライン」の遵守。
及び、その延長としてのISO-14001取得。
- (2) 個人の安全に対する意識の向上（意識改革）
教育・訓練の徹底。
- (3) 個人だけでなく組織で安全に対処
安衛法は両罰規定。組織における管理責任が厳しく問われる。
- (4) サブ・メイン方式による対処（二元対応）
各事業所及びこれをバックアップする組織（環境安全管理部）による対応。
- (5) 環境・安全管理の統一化と関連情報の提供
薬品・高圧ガスボンベのDB管理システムの構築。MSDS収集・開示。

5. 当面（平成13年度）の重点的活動内容

(1) 各種規程類の整備

- ・規程類の整備と法定手続きの完了（13年5月）。
- ・安全ガイドラインの整備と実施（13年5月、約3ヶ月間隔で見直し）。

(2) 安全衛生管理体制の整備と運営

- ・安全衛生管理体制の確立と巡視・点検・報告等の法定業務遂行（13年5月）。

(3) 教育広報活動と資格取得奨励策

- ・安衛法講習、安全教育の実施（13年3月～5月）。
- ・教育広報基本活動計画、資格取得者確保計画の策定（13年7月）。
- ・資格取得のための講習会、試験の実施（13年8月～12月）。

(4) 産総研全体の防災対策の構築と実施

- ・緊急連絡網の整備（13年4月）。
- ・防災マニュアル、要領等の作成（13年10月）と教育・訓練（13年12月）。

(5) 安全用掲示類、保護具等の統一基準の作成と配布

- ・基準作成（13年8月）と、提供開始（13年10月）。

(6) 薬品とボンベのデータベース管理システムの開発と実施

- ・13年6月開始。随時更新。
- ・システムの定常化については14年度9月末を目標とする。

(7) 環境測定の実施（法定作業）

- ・実施項目（有害作業等）、対象場所の選定（13年7月）。
- ・13年10月、14年3月を目途に実施。

(8) 地震対策

- ・専門部会を設置し、短・長期に区分した総合計画を策定（13年度中）。

(9) ISO14001取得作業の開始

- ・全事業所の初期調査を実施し、対象事業所を3ヶ所選定（13年度中）。
- ・既に取得しているつくば東事業所については、その継続活動を支援する。

(10) 定常業務の実施と改善

- ・環境安全管理部の各種定常業務において、業務の質と量を把握し、概ね半年毎に業務内容の見直しを行う。

(11) 職員からの意見取得と対応サービス

- ・環境安全衛生に関する相談窓口（メールが主）を設けて対応するサービスを実施。
- ・相談・返答内容を総括し、定期的にQ & Aとしてイントラ掲載。

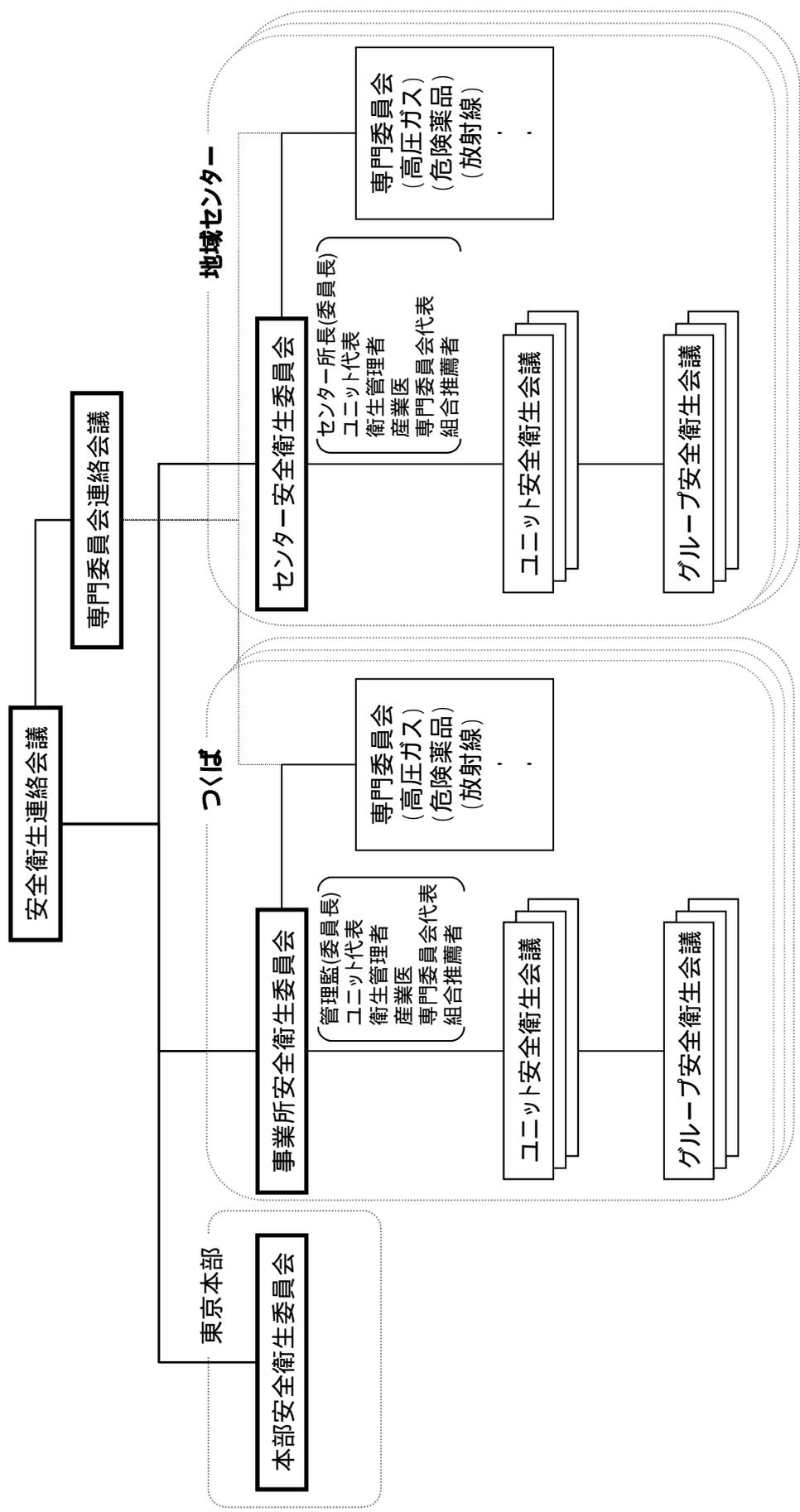


図 1 産総研の安全衛生管理組織体系

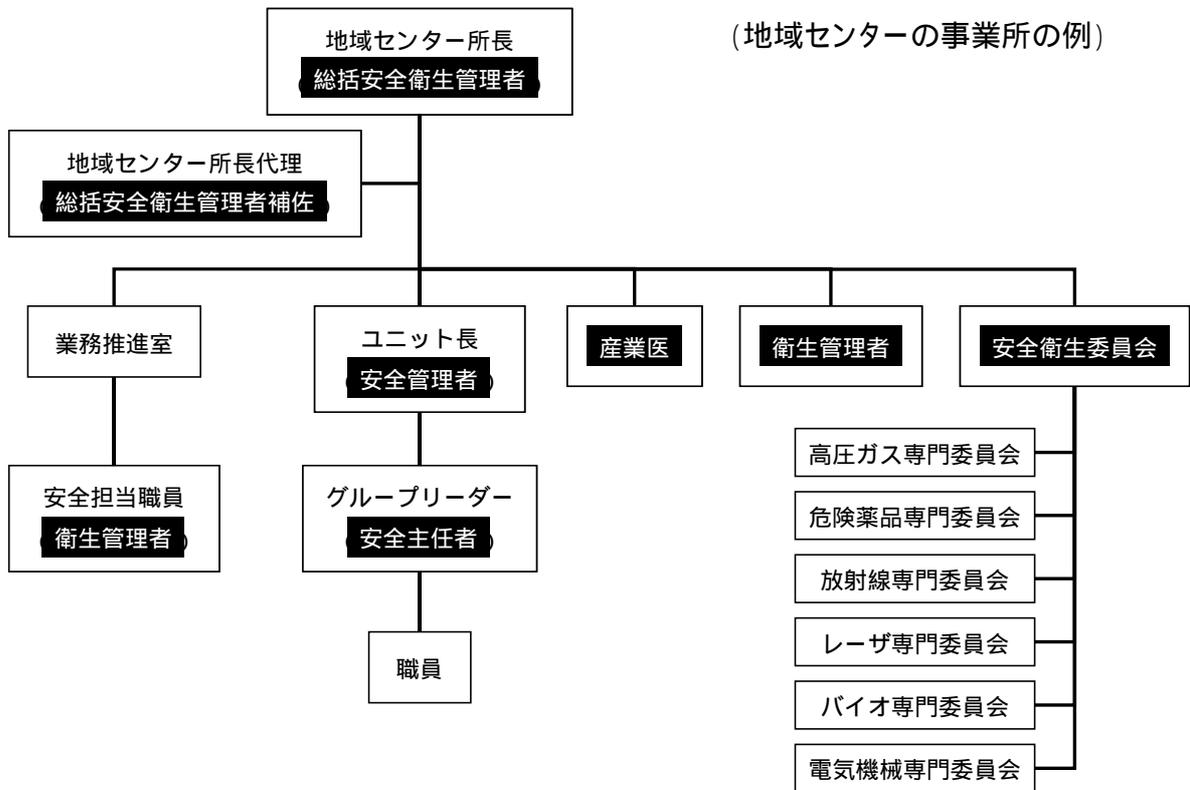
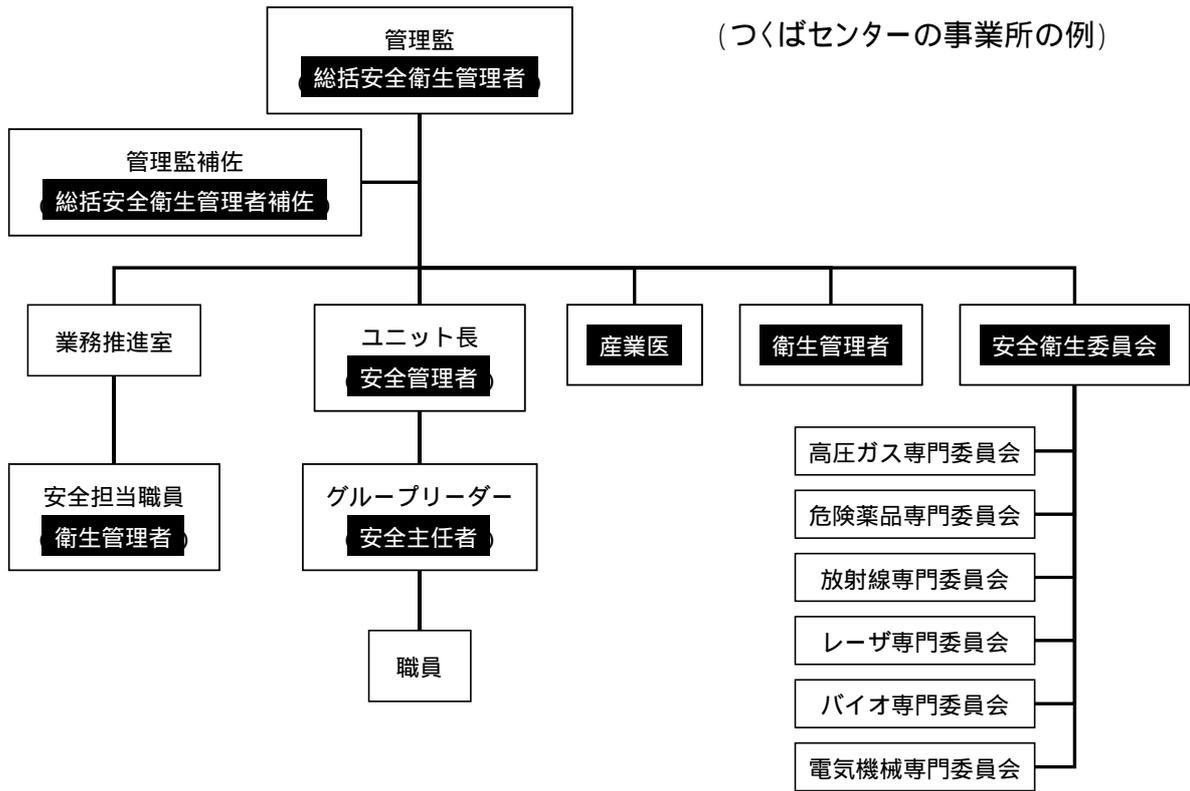


図 2 産総研の各事業所における安全衛生管理組織